

**武蔵野市意見交換会及び
パブリックコメント手続に関する規則
★解説資料★**

令和2年8月

目 次

はじめに	2
第1条 趣旨	3
第2条 用語の定義	4
第3条 意見交換会又はパブリックコメント手続の対象	5
第4条 意見交換会の開催日時等の設定	9
第5条 意見交換会の開催に係る周知等	10
第6条 パブリックコメント手続の周知等	11
第7条 パブリックコメント手続に係る意見の提出期間及び提出方法	12
第8条 提出意見の考慮	14
第9条 結果の公表等	15
第10条 委任	16

【資料】

資料1 各分野における主な個別計画一覧	17
資料2 本市の条例の分類と区分	19

■はじめに

本市はこれまで、さまざまな場面で市民参加の手法を取り入れ、市政を運営してきました。令和2年4月1日に施行された武蔵野市自治基本条例では、市民自治の原点ともいえる市民の市政参加の権利と機会の保障を規定し、これまでの市民参加を継承し、市民自治をさらに発展させていくこととしています。

本規則は、武蔵野市自治基本条例に規定された市民参加の手続のうち、意見交換会及びパブリックコメント手続を実施するための基本的なルールを定めるものです。本規則の制定により、意見交換会及びパブリックコメント手続の対象が明確になるとともに、市として統一的な方法で意見交換会及びパブリックコメント手続の実施が可能になります。

なお、武蔵野市自治基本条例と本規則は、意見交換会やパブリックコメント手続に関する最低限必要な条件等を規定しているものであり、対象外となる計画や条例等に関する意見交換会やパブリックコメント手続の実施を妨げるものではありません。

本規則に基づいて意見交換会やパブリックコメント手続を実施するとともに、政策等の立案及び決定の段階において、市が必要と判断する場合には、引き続き広く市民参加の機会を設けるよう努めるものとします。

第1条 趣旨

第1条では、本規則の趣旨について規定しています。

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第15条の規定に基づく市民参加の手続のうち、市長等が実施する意見交換会及びパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めるものとする。

趣旨・説明

- ・本規則は、武蔵野市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第15条第4項の規定に基づき、市長等が実施する意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項を定めるものです。
- ・今後本市の条例や規則を制定する際、特別な事情（例えば、本規則とは別の市民参加の手続を定める必要がある場合など）がない限り、意見交換会又はパブリックコメント手続については規定せず、本規則に基づいた手続を実施することとします。

第2条 用語の定義

第2条では、用語の定義について規定しています。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

趣旨・説明

- ・本規則は、自治基本条例に基づいて定められた規則のため、条文における用語の定義は、自治基本条例に基づくものとなります。

【自治基本条例第2条における用語の定義】

- 市民 … 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- 市長等 … 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 市 … 議会及び市長等をいう。

第3条 意見交換会又はパブリックコメント手続の対象

第3条では、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象について規定しています。

(意見交換会又はパブリックコメント手続の対象)

第3条 市長等は、自治基本条例第15条第1項の規定により市民参加の機会を設けるにあたり、同条第2項に定める場合のほか、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施するものとする。

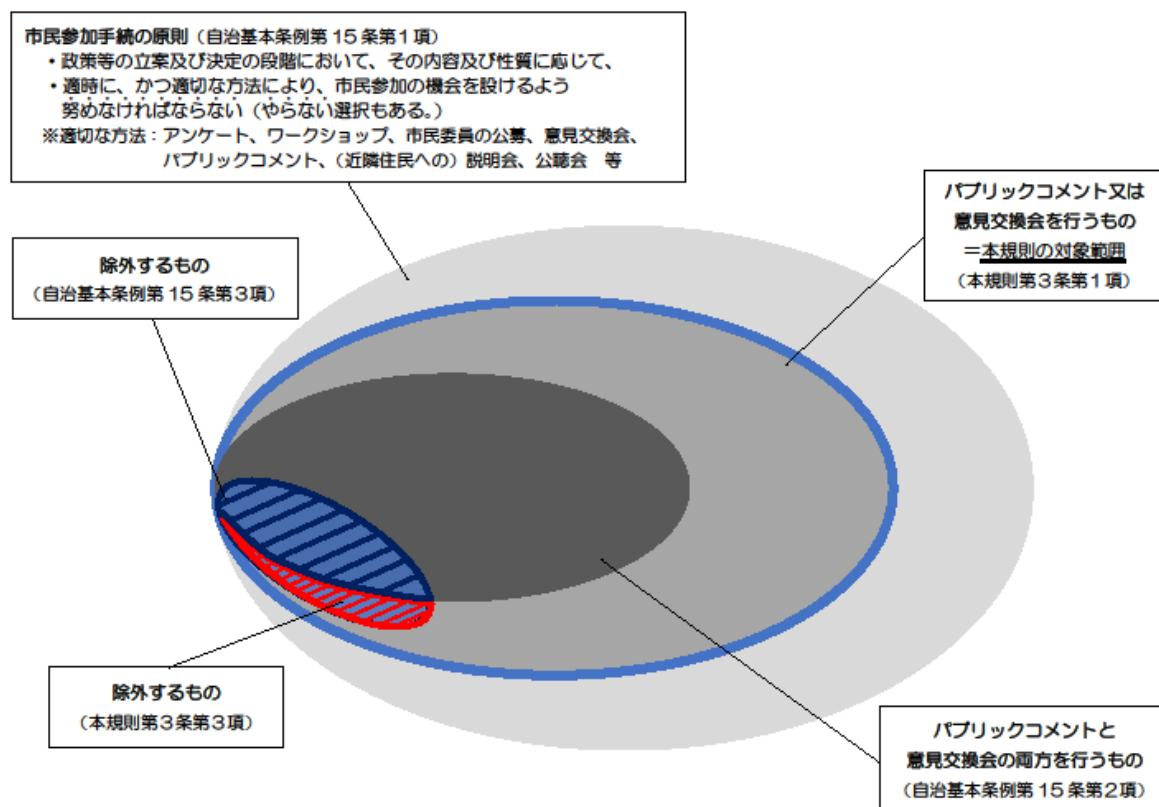
- (1) 自治基本条例第15条第2項第1号に規定する計画に関連する個別の政策等における基本的な事項を定める計画を策定し、又は改定しようとする場合
 - (2) 自治基本条例第15条第2項第2号に規定する条例以外の条例で、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するもののうち、市長等が必要と認めるものの制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長等が必要と認める場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。
- (1) 自治基本条例第15条第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 前項第1号に規定する計画のうち、市長等の組織の内部管理に関するものを策定し、又は改定しようとする場合
 - (3) 法令又は他の行政機関若しくは武蔵野市の条例（自治基本条例を除く。）若しくは市長等が定める規則の規定により、意見交換会の開催その他関係する市民の意見を聴く手続が定められている場合
 - (4) 他の行政機関が意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して定めた行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等と実質的に同一の条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

趣旨・説明

- ・自治基本条例第15条第2項では、原則として意見交換会及びパブリックコメント手続の両方を実施するものとして、(1)武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画（健康福祉総合計画、子どもプラン、環境基本計画、都市計画マスタープラン、行財政改革を推進するための基本方針等）を策定する場合、(2)自治基本条例その他の市政運営全般に関わる条例（長期計画条例、今後検討される住民投票条例（仮））の制定又は改廃の議案を議会へ提出する場合、(3)そのほか市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定する場合と規定しています。

- ・本規則では、原則として意見交換会又はパブリックコメント手続のいずれか一方を実施するものについて規定しています。

意見交換会・パブリックコメント手続の対象範囲



- ・第1項第1号の「自治基本条例第15条第2項第1号に規定する計画に関連する個別の政策等における基本的な事項を定める計画」について、「個別の政策等」とは、長期計画や各個別行政分野における基本となる計画や方針と関連する、比較的大きな単位の政策等（主に長期計画における基本施策や施策のレベル）のことを言い、当該政策における基本的な事項を定める計画や方針が、本号に該当する計画となります。例えば、子ども・教育分野における教育政策について基本的事項を定める「学校教育計画」や、平和・文化・市民生活分野における図書館政策についての基本的事項を定める「図書館基本計画」は該当しますが、より個別的な事項を定める「子ども読書活動推進計画」は該当しません（参考：P17 資料1「各分野における主な個別計画の一覧」）。
- ・国等の補助金を受けるために簡易的に策定する計画など、比較的小規模な計画については、第1項第1号に該当しません。
- ・なお、「該当しない」としている計画等について、自治基本条例第14条及び第15条第1項の趣旨に鑑み、本規則第3条第1項第3号に基づく意見交換会又はパブリックコメント手続の実施を妨げるものではありません。

- ・第1項第2号では、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象となる条例について規定しています。ここでは、対象となる基準を「市民に義務を課し、又は権利を制限するもの」としていますが、市の条例においては市民の権利や義務に関するものが多くあるため、特に「新たな義務を課すもの」や「現在すでに存在している権利を制限するもの」を原則として本号の対象とします。
- ・本市の条例を便宜的に分類した一覧を巻末の資料2にまとめています。この一覧の中で、法令により条例の規定が明示されているもののうち、市民に義務を課し、権利を制限する事項が含まれた条例に加え、法令による根拠規定のないもののうち、市民に対して一定の事項を遵守するよう責務等を定める事項が含まれた条例も、「市民に義務を課し」に準じるものとして本号の対象とすべきものの事例として示しています。
- ・資料2は、あくまでも第1項第2号に該当するかどうかを判断する際に参考とする資料であり、この表における分類により一律に対象とする、しない、を判断するものではありません。あくまでも判断基準に照らして個々の状況ごとに判断する必要があります。
- ・なお、条例にはさまざまな種類のものがあり、また、改正の本数も多く、改正内容のレベル感もさまざまであるため、全てについて意見交換会やパブリックコメント手続を実施するということは現実的ではありません。よって、判断する基準を規定の中で示しつつ、市長等に一定の裁量を留保するために「市長等が必要と認めるもの」と規定しています。
- ・自治基本条例では、市民参加の権利及び機会を保障する（第14条）とともに、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない（第15条）と規定しています。その趣旨から、第1項第1号及び第2号で掲げた計画や条例に限らず、必要に応じて意見交換会又はパブリックコメント手続を実施できる旨を第1項第3号に規定しています。
- ・第2項は、前項の規定を適用しない場合について規定しています。
- ・第2項第1号の規定に基づき、自治基本条例第15条第3項第2号に規定されている「金銭の徴収又は給付に関する政策等」は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象とはなりません。ただし、当該政策等に関する条例の制定や改廃において、「金銭の徴収又は給付」に関係しない条文で、かつ「市民に義務を課し、又は権利を制限する」内容の条文を含む条例を制定又は改廃する場合は、前項第2号に基づき、当該条文について原則として意見交換会又はパブリックコメント手続を実施するものとします。
- ・第2項第2号の規定に基づき、市民に直接的な影響がない市長等の組織の内部管理に関する計画（人材育成基本方針、職員定数適正化計画等）を策定又は改定するときは、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象とはなりません。
- ・第2項第3号の規定に基づき、法令により公聴会の開催や計画案の縦覧等が規定されている場合や、条例や規則で意見交換会の実施など市民の意見を聴く手続につい

て定められている場合は、その規定に基づいて手続を行うため、本規則による意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象とはなりません。

- ・第2項第4号の規定に基づき、国や東京都等が意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して定めた行政手続法第2条第8号に規定する命令等（法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針）と実質的に同一の内容の条例を定める場合は、既に国や東京都等が手続を実施しているため、本規則による意見交換会又はパブリックコメント手続を実施する対象とはなりません。

例：国がパブリックコメント手続を経て定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」を市が条例で定める「武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

- ・なお、国や東京都等が意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して定めた命令等における基準とは異なる基準を条例で定める場合は、第2項第4号の規定は該当しません。
- ・第2項に基づき意見交換会又はパブリックコメント手続を実施しない場合は、その理由を起案文書に必ず記載するとともに、市民や議員から聞かれた際に回答できるよう課内で共有するものとします。なお、この場合の理由は、第2項各号に掲げる内容のいずれかとなります。

- ・本規則の市民参加の手続における「市民」の定義は、自治基本条例第2条の規定に基づき、在住・在学・在勤を対象としています。意見交換会やパブリックコメント手続における「市民以外」からの意見については、原則「参考」として受け取り、意見に対する考え方の公表は不要とします。
- ・「市民」の意見と「市民以外」の意見については、意見交換会においては受付名簿に住所（市、町名まで）や団体名等をご記入いただくことで、また、パブリックコメント手続においては住所・氏名（又は団体名）をご記入いただくことで区別するものとします。また、記載する住所が市外の場合は、在学・在勤の別を選択するよう受付名簿等に表記しておくことを推奨します。
- ・なお、本規則の規定は、各所管部署の運用において、来街者など「市民以外」の意見を求めることを妨げるものではありません。

第4条 意見交換会の開催日時等の設定

第4条では、意見交換会の開催日時等の設定について規定しています。

(意見交換会の開催日時等の設定)

第4条 市長等は、意見交換会を開催するときは、市民の利便性を勘案した開催日時及び開催場所の設定に努めなければならない。

趣旨・説明

- ・意見交換会の開催日時は、広く市民が参加できる日時を考慮したうえで設定するよう努めるものとし、複数回実施する場合は、平日の夜間のほか、午前中に実施する日と午後に実施する日を設けることや、平日だけでなく土日祝日を含めて設定するなど努めるものとしします。
- ・意見交換会の開催場所は、駅前等の交通の便が良い場所を設定することや、複数回実施する場合は、3駅圏でそれぞれ実施するなど、広く市民が参加できる機会を設定するよう努めるものとしします。

第5条 意見交換会の開催に係る周知等

第5条では、意見交換会の開催に係る内容の周知等について規定しています。

(意見交換会の開催に係る周知等)

第5条 市長等は、意見交換会を開催するときは、原則として開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 意見交換会の開催日時及び開催場所

(2) 意見交換の対象となる政策等（以下「意見交換対象事案」という。）
の案の内容

(3) 意見交換対象事案に関連する資料をあらかじめ提供する場合には、その入手方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、市長等は、意見交換会に関連する情報の提供に努めるものとする。

趣旨・説明

- ・意見交換会を開催する場合には、より多くの市民が参加しやすいよう、また、意見交換会の前に市民が案を読む時間を確保するため、開催の直前の周知は避けるべきという考えから「開催日の1週間前までに公表する」と規定しています。より多くの市民が参加を予定できるようにするためには1週間前では足りないという可能性も鑑みつつ、周知に際しては意見交換の対象となる政策等の案を取りまとめて公表する必要があり、これまでの経験からその部分の市の担当部局の業務負担が過大となっている傾向が見受けられることから、これらの点を総合的に判断し、最低限守るべきラインとして1週間前までと規定したものです。よって、案の公表は1週間前としつつ、市民の利便性を考慮して、意見交換会の日程のみを早め（2～3週間前など）に周知するなどの工夫をすることを推奨します。
- ・意見交換会の開催を公表する際は、広く市民に知れ渡るよう市報に掲載することを原則とし、あわせて市ホームページやSNSなどのツールを活用して周知に努めるものとします。
- ・また、意見交換会の開催予定を市報に掲載する際は、掲載号に注意のうえ、準備をしてください。例えば、6月6日に開催の意見交換会について、6月1日号市報への掲載では周知期間が足りないため、5月15日号に掲載できるよう計画的に準備をする必要があります。

第6条 パブリックコメント手続の周知等

第6条では、パブリックコメント手続の周知等について規定しています。

(パブリックコメント手続の周知等)

第6条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) パブリックコメント手続の対象となる政策等（以下「パブリックコメント対象事案」という。）の案の内容

(2) パブリックコメント対象事案に係る次条第1項に規定する意見提出期間、同条第2項に規定する意見の提出方法及び意見の提出先

(3) パブリックコメント対象事案の根拠となる法令、条例等があるときは、当該根拠となる法令、条例等の条項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、市長等は、パブリックコメント手続に関連する情報の提供に努めるものとする。

趣旨・説明

- ・パブリックコメント手続の実施を公表する際は、広く市民に知れ渡るよう市報に掲載することを原則とし、あわせて市ホームページやSNSなどのツールを活用して周知に努めるものとします。
- ・パブリックコメント手続の実施の際に公表しなければならない事項のうち、意見の提出期間及び提出方法については、第7条に規定しています。
- ・意見の提出期間については、各提出方法における提出期限の定義を予め起案等において決めておくものとします。なお、公表にあたっては、少なくとも郵送による提出期限（必着又は消印有効）について、明確に示すよう努めるものとします。

例) 持参による提出 … 指定する場所の開庁（館）時間内

郵送による提出 … 必着又は消印有効

ファクシミリ及び電子メールでの提出 … 23時59分59秒までの受信

第7条 パブリックコメント手続に係る意見の提出期間及び提出方法

第7条では、パブリックコメント手続に係る意見の提出期間及び提出方法について規定しています。

(パブリックコメント手続に係る意見の提出期間及び提出方法)

第7条 市長等は、パブリックコメント手続の実施にあたっては、パブリックコメント対象事案に係る意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）として、当該意見提出期間の初日から起算して2週間以上の期間を定めなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにしたうえで、2週間を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 パブリックコメント対象事案に係る意見の提出は、次に掲げる方法のうち、市長等が指定するものにより行うものとする。

- (1) 市長等が指定する機関の事務所（以下「意見の提出先」という。）へ書面を提出する方法
- (2) 意見の提出先へ郵便により送付する方法
- (3) 意見の提出先へファクシミリ装置を用いて送信する方法
- (4) 意見の提出先へ電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

趣旨・説明

- ・パブリックコメント手続の実施について公表する際は、意見提出期間の初日以前に公表するものとします。
- ・また、複数の方法でパブリックコメント手続の実施について公表する場合は、可能な限り市報・市ホームページ・SNSの各掲載日を合わせるよう努めるものとします。
- ・意見提出期間は、2週間を最短としていますが、より広く市民参加の機会を提供するためには、3週間以上の期間を設けることを推奨します。
- ・例えば、計画策定において、前回の改定の際に意見提出期間を3週間設けていたところ、本規則が制定されたことにより2週間にすることは、自治の後退と受け取られてしまう可能性があるため、原則として前回と同じ期間を確保できるよう、計画的な準備に努める必要があります。
- ・ただし、大規模な災害や感染症の発生や、国あるいは都から要請があり、制度を急に開始しなければならないなど、緊急に対応しなければならない場合は、意見提出期間を短縮することができます。

- ・なお、意見提出期間を短縮する場合における「その理由を明らかにしたうえで」とは、自治基本条例第 15 条第 3 項に関する解説（逐条解説 P16）と同様、市ホームページへの掲載等により、広く公表することを示しています。本規則第 6 条の規定に基づき、パブリックコメント手続の周知を行う際に、2 週間以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由についてもあわせて公表します。

第8条 提出意見の考慮

第8条では、提出された意見を市長等が考慮することについて規定しています。

（提出意見の考慮）

第8条 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して政策等を行う場合は、意見交換対象事案又はパブリックコメント対象事案に係る意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

趣旨・説明

- ・ 提出された意見については、その内容、量にかかわらず、1つ1つの意見を政策等の決定の際に十分に考慮するものとします。
- ・ なお、「考慮する」とは、提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出された多様な意見を公共の福祉や公益上の観点から、又は財源の問題や他の政策等との関係も含めて検討したうえで判断し、政策等に反映可能かどうか考えることを示しています。
- ・ 「市民」を対象とした意見募集において提出された「市民以外」からの意見は、原則「参考」として受け取り、本条における「考慮」には含めないものとします。ただし、事案により「考慮」に含めることを妨げるものではありません。

第9条 結果の公表等

第9条では、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施した場合の結果の公表について規定しています。

(結果の公表等)

第9条 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して政策等を行うことを決定した場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の内容

(2) 意見交換対象事案又はパブリックコメント対象事案の案を公表した日

(3) 意見交換会を開催した場合は、その概要

(4) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(5) 提出意見に対する市長等の考え方

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、同項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を行わないことを決定した場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見交換会又はパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項について速やかに公表しなければならない。

趣旨・説明

- ・意見交換会及びパブリックコメント手続を実施した場合の結果の公表時期は、計画の場合は計画の公表時、条例の場合は市議会への議案の上程時などが考えられます。なお、これらの公表時より早く公表することを妨げるものではありません。
- ・公表の方法は、市ホームページや計画等の冊子への掲載などが考えられますが、この規則において方法の限定はしません（P10 第5条の趣旨・説明参照）。事案の性質等に応じ、適切な方法で公表するものとします。
- ・第2項では、意見の公表により個人が特定される場合や第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときには、提出意見の全部又は一部を公表しないことができる旨を規定しています。
- ・提出意見を公表する際は、個人情報や秘匿性の高い情報等を公表しないよう注意するものとします。
- ・第3項では、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を行わないこととなった場合に公表すべき事項を規定しています。
- ・なお、第3項の規定は最低限として、政策等の内容や対象事案の公表日を公表するものとしていますが、各部署の判断で提出意見や意見に対する考え方を公表することを妨げるものではありません。

第10条 委任

第10条では、この規則の施行に関し必要な事項を定める場合に、市長等へ委任することについて規定しています。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

趣旨・説明

- ・ 本規則の施行後に必要な事項が発生した場合に、起案等で市長等が必要事項を定めることを規定しています。

資料1 各分野における主な個別計画一覧

(令和2年3月末現在)

分野	計画名
健康・福祉	武蔵野市第3期健康福祉総合計画
	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017
	武蔵野市第5期地域福祉計画
	武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
	武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
	武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画
	武蔵野市第4期健康推進計画
	武蔵野市食育推進計画
	武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画
	武蔵野市自殺総合対策計画
子ども・教育	第五次子どもプラン武蔵野
	第三期武蔵野市学校教育計画
	武蔵野市学校施設整備基本計画
平和・文化・市民生活	第二期武蔵野市産業振興計画
	第二期武蔵野市観光推進計画
	武蔵野市農業振興基本計画
	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画
	武蔵野市第四次男女平等推進計画
	武蔵野市文化振興基本方針
	武蔵野市生活安全計画
	武蔵野市国民保護計画
	武蔵野市地域防災計画
	武蔵野市耐震改修促進計画
	武蔵野市生涯学習計画
	武蔵野市スポーツ振興計画
	第2期武蔵野市図書館基本計画
	武蔵野市子ども読書活動推進計画
	「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画
緑・環境	第四期武蔵野市環境基本計画
	第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
	武蔵野市地球温暖化対策地域プラン
	武蔵野市生物多様性基本方針
	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画
	新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画

分野	計画名
緑・環境	武蔵野市緑の基本計画2019
	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画
	千川上水整備基本計画
	公園・緑地リニューアル計画2020
都市基盤	武蔵野市都市計画マスタープラン
	武蔵野市バリアフリー基本構想
	三鷹駅北口街づくりビジョン
	武蔵野市景観ガイドライン
	吉祥寺グランドデザイン2020
	進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト —吉祥寺グランドデザイン推進計画—
	武蔵野市自転車等総合計画
	第10次武蔵野市交通安全計画
	第3次武蔵野市市民交通計画
	武蔵野市地域公共交通網形成計画
	武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画
	武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版
	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画
	武蔵野市道路総合管理計画
	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画
	武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)
	御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画
	武蔵野市橋りょう長寿命化計画
	武蔵野市下水道総合計画
	武蔵野市下水道ストックマネジメント計画
	武蔵野市水道事業運営プラン
行財政	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
	武蔵野市行財政改革アクションプラン
	武蔵野市公共施設等総合管理計画
	武蔵野市人材育成基本方針
	第7次職員定数適正化計画
	武蔵野市特定事業主行動計画
	職員研修計画
	武蔵野市第五次総合情報化基本計画
	武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

※グレーの網掛けをしてあるものが、自治基本条例第15条第2項第1号に規定する「重要な計画」（＝各政策分野において基本となる計画又は方針）に当たる。

資料２ 本市の条例の分類と区分

■下記表でグレーの網掛けをしている「区分」の条例が、規則第３条第１項第２号に規定する「市民に義務を課し、又は権利を制限するもののうち、市長等が必要と認める条例」に該当するものの例示である（ただし、金銭の徴収又は給付に関するものを除く）。

（令和２年４月１日現在）

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	市民に義務を課し、権利を制限する事項		・市税条例
			・手数料徴収条例
			・市税以外の収入金に対する督促及び滞納処分並びに過料に関する条例
			・行政財産使用料条例
			・道路占用料等徴収条例
			・一時保育事業の実施に関する条例
			・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
			・高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例
			・福祉型住宅管理条例
			・国民健康保険条例
			・後期高齢者医療に関する条例
			・介護保険条例
			・市民農園条例
			・基地等の経営の許可等に関する条例
			・廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
			・自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
			・まちづくり条例
			・特定土地利用地区建築条例
			・特別工業地区建築条例
			・特定公共物管理条例
			・下水道条例
			・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
			・空家等の適正管理に関する条例
			・公園条例
			・農業ふれあい公園等の管理に関する条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	市民に義務を課し、権利を制限する事項		・市営住宅条例
			・給水条例
	法令で、条例での規定が明示されている事項	①事務所の設定・変更	・武蔵野市役所の位置に関する条例
			・福祉事務所設置条例
			・市政センター設置条例
			・男女平等推進センター条例
			・市立保育園条例
			・学童クラブ条例
			・市立児童館条例
			・消費生活センター条例
			・保健センター条例
			・学校設置条例
			・学校給食共同調理場設置条例
			・武蔵野市民会館条例
			・武蔵野ふるさと歴史館条例
			・図書館条例
		②議員の定数・委員会・議決事件等	・議会議員定数条例
			・議会委員会条例
			・議会政務活動費の交付に関する条例
			・議会事務局設置条例
			・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例
			・議会の議決すべき定期借地権の設定に関する条例
		③附属機関の設置	・総合教育会議条例
			・財産価格審議会条例
			・固定資産評価審査委員会条例
			・子どもプラン推進地域協議会条例
			・青少年問題協議会条例
			・障害支援区分認定審査会条例
			・介護認定審査会条例
			・農業委員会定数条例
			・交通安全対策会議条例
			・都市計画審議会条例
			・建築審査会条例
			・社会教育委員に関する条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	法令で、条例での規定が明示されている事項	④ 内部組織の設置、分掌事務に関するもの	・公告式条例
			・組織条例
			・副市長定数条例
			・職員定数条例
			・選挙管理委員会事務局職員定数条例
			・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
			・一般職の職員の定年等に関する条例
			・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
			・職員の懲戒免除に関する条例
			・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
			・一般職の任期付職員の採用に関する条例
			・職員の再任用に関する条例
			・武蔵野市の休日に関する条例
			・職員のサービスの宣誓に関する条例
			・職務に専念する義務の特例に関する条例
			・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
			・職員の育児休業等に関する条例
			・職員の配偶者同行休業に関する条例
			・外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例
			・公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例
			・職員の退職管理に関する条例
			・職員団体の登録に関する条例
			・職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
			・職員共済会に関する条例
			・人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
			・防災会議条例
			・災害対策本部条例
			・大規模災害被災地支援に関する条例
			・消防団に関する条例
			・国民保護協議会条例
			・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
			・新型インフルエンザ等対策本部条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	法令で、条例での規定が明示されている事項	⑤公平委員会 (なし)	
		⑥給与関係	・特別職報酬等審議会条例
			・市議会議員の議員報酬等に関する条例
			・非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
			・教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例
			・公聴会参加者等の実費弁償に関する条例
			・特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
			・教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例
			・一般職の給与に関する条例
			・職員の特殊勤務手当に関する条例
			・恩給条例
			・一般職の職員の旅費に関する条例
			・職員の退職手当に関する条例
			・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
			・非常勤消防団員等公務災害補償条例
			・非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
			・消防団員賞じゅつ金支給条例
			・武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
		⑦財務・基金	・特別会計条例
			・財政事情の作成及び公表に関する条例
			・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
			・財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例
			・財政調整基金条例
			・公共施設整備基金条例
			・市民生活総合基金条例
			・公園緑化基金条例
			・市民たすけ合い基金条例
			・青少年善行表彰基金条例
			・高齢者住宅運営基金条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	法令で、条例での規定が明示されている事項	⑦財務・基金	・介護給付費等準備基金条例
			・学校施設整備基金条例
			・吉祥寺まちづくり基金条例
			・職員能力開発基金条例
			・子ども文化・スポーツ・体験活動基金条例
			・国際交流平和基金条例
			・下水道事業基金条例
			・ふるさと応援基金条例
		⑧公の施設	・公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
			・武蔵野市立武蔵野公会堂条例
			・武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例
			・武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例
			・武蔵野市立武蔵野スイングホール条例
			・武蔵野市立吉祥寺美術館条例
			・武蔵野市立松露庵条例
			・武蔵野市立吉祥寺シアター条例
			・武蔵野市立自然の村条例
			・武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例
			・子育て支援0123条例
			・軽費老人ホーム条例
			・武蔵野市立老人デイサービスセンター条例
			・武蔵野市立高齢者総合センター条例
			・武蔵野市立北町高齢者センター条例
			・障害者福祉センター条例
			・武蔵野市立みどりのこども館条例
			・放課後等デイサービス施設条例
			・武蔵野市立武蔵野商工会館条例
			・武蔵野市立武蔵野プレイス条例
			・武蔵野市立体育施設条例
		⑨公営企業の設置	・下水道事業の設置等に関する条例
			・水道事業の設置等に関する条例
			・水道事業に管理者を置かないことを定める条例
			・水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
			・布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的条例	法令で、条例での規定が明示されている事項	⑩資産公開	・政治倫理の確立のための武蔵野市長の資産等の公開に関する条例
		⑪選挙	・議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
			・議会議員及び市長選挙における選挙公報の発行に関する条例
			・議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
			・選挙管理委員会関係手数料条例
		⑫監査委員	・監査委員に関する条例
		⑬その他	・歴史公文書等の管理に関する条例
			・個人情報保護条例
			・特定個人情報の保護に関する条例
			・情報公開条例
			・行政手続条例
			・行政不服審査に関する条例
			・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
			・個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例
			・住居表示に関する条例
			・社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
			・保育の必要性の認定の基準に関する条例
			・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
			・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
			・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
			・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
			・地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
			・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
必要的 条例	法令で、条例 での規定が明 示されている 事項	⑬その他	・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
			・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
			・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
			・一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例
			・生産緑地地区の指定に関する条例
			・市道における道路構造の技術的基準に関する条例
			・市道における移動等円滑化の基準に関する条例
			・市道に設ける道路標識の寸法を定める条例
			・武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例
			・災害弔慰金の支給等に関する条例
			・学校施設の開放に関する条例
			・文化財保護条例
			任意的 条例
(2)個別行政分野の基本となる条例	・長期計画条例		
	・高齢者福祉総合条例		
	・環境基本条例		
(3)金銭の徴収を行うもの	(なし)		
(4)市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ、継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの		・コミュニティ条例	
		・印鑑条例	
		・児童育成手当条例	
		・乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例	
		・ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例	
		・ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例	
		・心身障害者福祉手当条例	
		・難病者援護金支給条例	
・難病者福祉手当条例			

分類	区分	細区分	条例名 ※冒頭の「武蔵野市」は省略
	(4)市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ、継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの		・心身障害者住宅費助成に関する条例
			・福祉資金貸付条例
			・利子補給条例
			・中小規模事業者事業資金融資あっせん条例
			・中小企業勤労者等福利厚生資金融資条例
			・つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例
			・私道路修繕工事に関する条例
			・雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例
			・中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例
			・災害見舞金等支給条例
	(5)市、市民等に対して、一定の事項を遵守する責務等を定めようとするもの		・平和の日条例
			・男女平等の推進に関する条例
			・児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
			・産業振興条例
			・環境浄化に関する条例
			・旅館業者の責務等に関する条例
			・あき地の管理の適正化に関する条例
			・公害防止に関する条例
			・生活安全条例
			・暴力団排除条例
			・みどりの保護育成と緑化推進に関する条例
			・緑被地確保のための農地保全条例
			・違法駐車防止に関する条例
	(6)その他		・名誉市民条例
			・功労者表彰条例

※必要的条例：法令の規定上、義務的に条例を定めなければならないもの。また、法令の委任に基づき条例を定めることができるもの。

※任意的条例：法令に根拠となるものはないが、市の施策を実施するため、あるいは市民本位の行政を推進していく観点から、条例で規定するもの。